

## 公益社団法人神奈川県理学療法士会賛助会員規定

### 1. 賛助会員の目的

公益社団法人神奈川県理学療法士会、定款第3条及び第4条に掲げる本会の目的及び事業に賛同し協力する個人又は団体を賛助会員とする。

### 2. 賛助会員の資格

公益社団法人神奈川県理学療法士会、定款第6条による入会をもって本会の賛助会員とする。

### 3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会と賛助会員は、相互に密接な連携をとり理学療法の普及と発展に寄与する。
- 2) 本会と賛助会員は平等に接し、本会は相互の発展に寄与する情報を賛助会員に提供する。
- 3) 賛助会員制度の円滑な運用をはかるため、本会役員と賛助会員は適宜意見交換の場を持ちその内容を理事会へ報告する。
- 4) 賛助会員に対して、本会の主催する事業に関する寄付、協賛費用等の依頼は原則として行わない。

### 4. 賛助会員の手続き

- 1) 入会、退会、賛助会員種別変更等については、所定の用紙により届出を行う。
- 2) 入会金及び会費は、定款細則Ⅰ-5及び1-6に定める金額とする。
- 3) 会費の納入は、決められた期日までに納入する。
- 4) 年度途中の入会及び退会においては、その年度の全額の会費を納入する。
- 5) 納入された会費は会費収入として計上する。

### 5. 賛助会員の種別

- 1) A 会員：本会で発行する刊行物（ニュース・会報）を送付  
本会が発行する刊行物（ニュース・会報）へ希望により広告を掲載する  
本会ホームページに賛助会員のホームページをリンク
- 2) B 会員：本会で発行する刊行物（ニュース）を送付  
本会が発行する刊行物（ニュース）へ希望により広告を掲載する  
本会ホームページに賛助会員のホームページをリンク
- 3) C 会員：本会で発行する刊行物（ニュース）を送付  
本会ホームページに賛助会員のホームページをリンク

### 6. 規定の改廃

この規定の改廃は理事会の決議を必要とする。

### 附則

- 1 この規定は、公益法人の設立の登記の日から実施する。

- 2 この規定は、平成 26 年 8 月 19 日から一部変更のうえ施行する。
  1. 「4. 1」 手続きを必要とする項目の変更及び所定用紙の変更
  2. 「5 賛助会員の種別」 会員名簿に関する内容を削除